

青森市新商品開拓者認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき随意契約できるようにするため、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新商品開拓者」という。）として市長の認定を受ける際の手続を定め、もって本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(募集)

第2条 市長は、新商品開拓者として認定を受けようとする者を公募等により募集するものとする。

(申請者の要件)

第3条 前条の規定による募集に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、新商品を製造する者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
- (2) 市内に工場又は事業場を有する者であること。

(実施計画の認定申請等)

第4条 新商品開拓者の認定を受けようとする者は、青森市新商品開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 直近の営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- (2) 定款及び登記簿謄本（定款を有しない者にあっては、それに類するもの）
- (3) その他新商品に関する資料

(認定審査会の設置)

第5条 市長は、次に掲げる事項に関することを審査するため、青森市新商品開拓者認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

- (1) 実施計画の審査及び新商品開拓者の認定（他の地方公共団体が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定により随意契約できるものであると認めた新商品に係る認定を除く）に関すること。
- (2) 実施計画の変更及び新商品開拓者の認定の取消しに関すること。
- (3) その他新商品開拓に関すること。

2 認定審査会は、会長及び委員をもって組織するものとし、会長は経済部次長をもって充て、委員は会長が必要と認める庁内関係課の職員をもって組織する。

(認定審査会の開催)

第6条 認定審査会の会議は、会長が招集し、会長又は会長が指名するものが会議の議長となる。

- 2 認定審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 認定審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができ、代理人は議決権を有するものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、認定審査会に本委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 6 認定審査会を招集する時間的余裕がないと会長が認めたときは、委員への持ち回り合議を経ることによって、認定審査会の審査があったものとみなす。
- 7 認定審査会は、その審査を終えたときは、速やかに市長に意見を述べるものとする。

(青森市中小企業者等新事業審査会の審査)

第7条 青森市中小企業者等新事業審査会条例施行規則（平成24年青森市規則第36号）第2条に規定する客観的事実により新商品であることが明らかであるもの以外のものに係る新商品開拓者の認定については、前2条に定める認定審査会の審査に先立ち、第5条第1項に規定する実施計画が第9条各号に規定する認定基準における専門的・技術的な基準を満たしているか否かについて、青森市中小企業者等新事業審査会（以下「新事業審査会」という。）の審査を経るものとする。

(新商品開拓者の認定)

第8条 市長は、第4条の申請等の内容（以下「申請内容」という。）が次条に定める認定基準に適合すると確認した場合には、同条の規定により申請した者を新商品開拓者として認定するものとする。

- 2 市長は、第1項の規定により認定したときは、青森市新商品開拓者認定通知書により、また、認定しないときは青森市新商品開拓者不認定通知書にその理由を付して、その旨を認定申請者に通知する。
- 3 市長は、認定した新商品開拓者の名称及び新商品の内容について公表するとともに、認定台帳に記載するものとする。
- 4 認定の有効期限は、認定日から起算して3年経過後に最初に到来する3月31日までとする。
- 5 第1項の規定により新商品開拓者の認定を受けた者であって、前項の有効期限の延長を希望するものは、同項の期限が到来する1月前から実施計画に係る有効期限延長申請書により申請することができる。
- 6 市長は、前項の申請書の内容について当該計画が次条の認定基準に適合すると確認した場合には、認定期間の延長を2年に限り承認することができる。
- 7 市長は、前項の規定による認定基準の適合確認については、第5条及び前

条の規定を準用する。この場合において第5条第1項第1号及び前条中「認定」とあるのは「延長承認」と読み替えるものとする。

- 8 市長は、第7項の規定により認定期間の延長を承認したときは、実施計画に係る有効期限延長承認通知書により、承認しないときは実施計画に係る有効期限延長不承認通知書にその理由を付して、その旨を延長申請者に通知するものとする。

(認定基準)

第9条 実施計画の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- (4) 第3条第2号に該当する者にあつては、新商品の製造により、市内での雇用創出が見込まれること。
- (5) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (6) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(実施計画の変更)

第10条 新商品開拓者の認定を受けた者は、実施計画について次に掲げる場合は、市長に実施計画変更認定申請書を提出するものとする。

- (1) 新商品の生産の目標、新商品の内容、新商品の生産の実施時期又は新商品の生産の実施方法を変更する場合
- (2) 新商品の生産の実施のために必要な資金の額を2割以上変更する場合

2 市長は、実施計画変更認定申請書が提出されたときは、認定審査会及び新事業審査会の意見を踏まえ、変更後の実施計画が前条に定める認定基準のいずれにも適合するものであると確認したときは、実施計画の変更を認定する。ただし、当該変更が軽微な場合は、認定審査会及び新事業審査会の審査を省略することができる。

3 市長は、前項の規定により認定したときは、実施計画変更認定通知書により、また、認定しないときは実施計画変更不認定通知書にその理由を付して、その旨を認定申請者に通知する。

(認定の取消し)

第11条 市長は、新商品開拓者の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 実施計画に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認められるとき。
 - (2) 第9条に定める認定基準を満たさなくなると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、青森市新商品開拓者認定取消通知書により、その旨を認定申請者に通知する。

(報告)

- 第12条 市長は、必要があるときは、新商品開拓者の認定を受けた者に対して計画年次ごとに実施計画の遂行状況について報告を求め、実地に調査することができる。
- 2 前項に規定する報告は、実施計画に係る遂行状況報告書により行うものとする。

(市の責務)

- 第13条 市は、物品の購入を行う場合は、認定を受けた新商品開拓者が生産する新商品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮のうえ、優先的に調達するよう努めるものとする。
- 2 市長は、第8条第4項又は第6項に規定する認定の有効期限内において、新商品開拓者及び当該者が生産する新商品について、必要な広報に努めるものとする。

(認定新商品の評価)

- 第14条 市長は、認定新商品を購入した市の機関に対し青森市新商品開拓者認定事業認定商品の使用評価書により当該認定新商品に係る報告を求めるものとする。
- 2 市長は、前項の報告のうち認定新商品の改善に資する報告を受けたときは、当該新商品開拓者の認定を受けた者に通知するものとする。

(庶務)

- 第15条 この要綱の実施に関する庶務は、新ビジネス支援課において処理する。

(様式)

- 第16条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年8月18日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、平成21年8月7日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年3月24日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の青森市新商品開拓者認定事業実施要綱第8条の規定は、この要綱の実施の日において、現にこの要綱の規定による改正前の青森市新商品開拓者認定事業実施要綱第8条第1項の規定により認定を受けている者であって、同条第5項の規定により平成23年3月31日に認定の有効期限が到来するものから適用する。

(実施期日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。